

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

令和四年七月十日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和四年六月二十二日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

制限額 三千二百六十二万八千百円